

令和5年  
第3回多摩市議会  
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第 11 号

高齢者や介護が必要な方々の投票権を守るため、  
郵便投票制度の対象範囲拡大を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により  
別紙のとおり提出する。

令和 5 年 10 月 3 日

提出者	多摩市議会議員	上杉 ただし
賛成者	同	藤條 たかゆき
同	同	岩永 ひさか
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

高齢者や介護が必要な方々の投票権を守るため、  
郵便投票制度の対象範囲拡大を求める意見書

高齢化社会の進展に伴い、在宅介護や身体的制約により投票所へ足を運ぶことが困難な方々も増えている。しかし、現行の公職選挙法では、要介護5以上の方々にしか郵便投票が認められていない。

選挙の民主性は、多くの市民が政治に参加できることによって担保される。また、選挙への参加は、すべての国民にとって憲法で保障された重要な権利である。

そのため、これらの方々も平等に自らの意思を反映させる機会が与えられなければならない。

よって多摩市議会は、高齢者や介護が必要な方々の声を政治に反映させるため、郵便投票制度の対象範囲拡大を求めるべく、下記について強く要望する。

記

- 1 郵便投票が可能となる対象を現在の要介護5からの引き下げを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階 道雄

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

議員提出議案第12号

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の  
推進を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により  
別紙のとおり提出する。

令和5年10月3日

提出者	多摩市議会議員	渡辺 しんじ
賛成者	同	藤條 たかゆき
同	同	岩永 ひさか
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	小林 憲一
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の 推進を求める意見書

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）を含む SDGs の達成は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー（直接型経済）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー（循環型経済）への転換が必要である。

そのためには、日常生活や経済・産業活動を支えている物品の、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）へと、ライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければならない。

具体的には、電気製品や製紙、衣類や鉄製品など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって多摩市議会は、政府に対して、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の実現を目指し、下記の事項について特段の取り組みを要望する。

### 記

#### 1 資源循環を促進するための制度や施設の整備

貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器、再エネ等の大量導入により将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること

#### 2 動静脈産業の連携による資源循環ビジネスの普及の促進

製品の設計や製造の段階から廃棄や再生までの、ライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して、動静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること

#### 3 建築物等の長寿命化を促す制度等の創設

建築物においても、スクラップ&ビルドというフロー型から、ストック型への移行が重要であり、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通して長寿命化やリノベーションによる建築の価値の最大化を図るために、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階 道雄

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿

環境大臣 殿

議員提出議案第 13 号

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 5 年 10 月 3 日

提出者	多摩市議会議員	池田 けい子
賛成者	同	藤條 たかゆき
同	同	岩永 ひさか
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	小林 憲一
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス(疫学調査)」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 令和5年9月1日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること
- 2 感染症対策についてさらなる調査研究を行い、効果的な手法を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階 道雄

内閣官房長官 殿  
内閣府特命担当大臣(感染症危機管理担当) 殿  
厚生労働大臣 殿  
国土交通大臣 殿



議員提出議案第14号

ふるさと納税制度に伴う地方自治体への平等な財政措置を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年10月3日

提出者	多摩市議会議員	松田 だいすけ
賛成者	同	藤條 たかゆき
同	同	岩永 ひさか
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	小林 憲一
同	同	あらたに 隆見

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## ふるさと納税制度に伴う地方自治体への平等な財政措置を求める意見書

ふるさと納税制度は、納税の大切さ、ふるさとの大切さの再認識、自治意識の進化に役立つという意義から、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度であり、平成 27 年度には、ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されている。

この特例制度は、本来、国税である所得税から控除すべき税額を、寄附者が居住する地方自治体の個人住民税から控除し、それに伴う税収減を、地方交付税により補填することで、控除申請を簡素化する仕組みである。

しかし、本市のような地方交付税の不交付団体は、減収補填が受けられないため、本来、国が負担すべき税収減が地方自治体へ転嫁されている現状にある。

よって多摩市議会は、国会及び政府に対し、ふるさと納税、特にワンストップ特例制度に伴う、本来、国が負担すべき地方自治体の税収減分について、地方交付税の不交付団体も含めたすべての地方自治体に平等に財源を措置することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議員 三階 道雄

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

議員提出議案第15号

宗教法人世界平和統一家庭連合所有地に関する申し入れ

上記の議案を会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年10月3日

提出者	多摩市議会議員	岩崎 みなこ
賛成者	同	藤條 たかゆき
同	同	岩永 ひさか
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	しのづか 元
同	同	小林 憲一
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

令和 年 月 日

宗教法人世界平和統一家庭連合  
代表役員 殿

多摩市議会議長 三階 道雄

宗教法人世界平和統一家庭連合所有地に関する申し入れ

多摩市長は令和5年6月21日付5多企秘第188号の文書において、宗教法人世界平和統一家庭連合（以下「貴法人」という。）が現在、国により宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権を繰り返し行使されていることに鑑み、同法に基づく解散命令がなされないことが確定するまでの間、多摩市永山七丁目2-1、2、3に所在する貴法人所有の約6,300㎡の土地（以下「本件土地」という。）において造成、既存建物の解体・改修、新たな建物の建築などの一切の行為を行うことのないよう申し入れました。

しかしながら貴法人は「市には当法人の本件土地利用計画を制限する法律上の権限はありません。」とし、令和5年7月3日に解体工事に着手しました。

市長の申し入れにあるように、貴法人の民事判決で認定された組織的不法行為は2件、民法上の使用者責任を認めた判決は20件、損害賠償額は少なくとも約14億円にのぼり、そのことを受け国会で被害者救済の法律が制定され、現在は宗教法人法に基づく報告徴収・質問権が重ねて行使されています。

その状況から、多摩市議会にも市民より様々な心配や不安の声が多く上がっています。

よって多摩市議会は、全会派一致して、上記の市長の申し入れの趣旨と同様に、貴法人に対して宗教法人法に基づく解散命令がなされないことが確定するまでの間、本件土地において、新たな造成や建物の建築を行うことのないよう強く申し入れます。